

あわらし監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

平成29年6月28日

あわらし監査委員 近藤 茂

あわらし監査委員 笹原 幸信

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象
教育委員会 教育総務課（芦原中学校、北潟小学校、金津小学校）
- 3 監査の範囲
平成28年度の財務に関する事務の執行及び施設の管理
- 4 監査の期間
平成29年5月23日から平成29年6月8日まで
- 5 監査の方法
財務に関する事務の執行及び施設の管理について、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き、監査資料・関係書類及び帳簿等の提出を求め、監査委員事務局職員による資料等の確認、事前調査を実施するとともに、監査委員が学校関係職員から説明を聴取し質疑を行った。
- 6 監査の結果
各学校における現金の取扱い状況及び施設の管理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については速やかに改善等必要な措置を講じられたい。
なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度、指示・助言を行い改善を促した。

【芦原中学校】

1. 徴収現金の適正な管理について

学級費・PTA 費等にかかる徴収金管理について、現金出納簿、証拠書類等（請求書、領収書）に一部不備が見受けられた。また、現金の入出金時は根拠となる書類を十分確認し、慎重に現金を取扱うよう適切に努められたい。

【北潟小学校】

1. 徴収現金の適正な管理について

学級費・PTA 費等にかかる徴収金管理について、証拠書類等（領収書）の記載に一部不備が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。

2. 学校施設の維持管理・安全管理について

校内2階の階段手摺りにおいて安全管理上極めて危険な箇所が見受けられた。児童の安全確保の為に早急に対策を講じるよう努められたい。

【金津小学校】

1. 徴収現金の適正な管理について

学級費・PTA 費等にかかる徴収金管理について、現金出納簿、証拠書類等（納品書、請求書、領収書）の記載や保管に一部不備が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。

2. 学校施設の維持管理・安全管理について

校内安全管理については、緊急時に備えて設置されている避難器具救助袋設置付近には障害物を置かない工夫を施すなど、避難の妨げにならないよう常に避難経路を確保するよう十分配慮されたい。また、ガス使用場所においてガス漏れ警報器の不備が見受けられたので、適正に設置されたい。

3. 薬品管理について

薬品の管理室における、管理室、薬品棚の常時施錠、整理整頓、更に薬品棚の転倒防止などの対策を早急に講じ、安全かつ適正な管理に努められたい。また、薬品管理簿においては正確な数量を把握し、適正な在庫管理に努めら

りたい。